

合併公告

平成22年8月25日

株主及び債権者各位

千葉県茂原市大芝629番地
双葉電子工業株式会社
代表取締役社長 桜田 弘

当社は、平成22年7月23日開催の取締役会において、平成22年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である双葉鑄造株式会社（本店所在地 千葉県茂原市大芝629番地）を吸収合併消滅会社として、吸収合併を行うことを決議いたしましたので下記のとおり公告いたします。これにより効力発生日をもって当社が双葉鑄造株式会社の権利義務一切を承継し、双葉鑄造株式会社は解散することとなります。

この合併は、当社は会社法第796条第3項に基づき、双葉鑄造株式会社は会社法第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。また、当社は、双葉鑄造株式会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
2. 会社法第796条第4項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
3. 会社法第797条第1項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までに書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(双葉鑄造株式会社)

掲載紙 官報

掲載の日付 平成22年7月1日

掲載頁 123頁（号外第139号）

以上